

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	バイオ燃料製造設備に係る課税標準の軽減措置の延長		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「農林漁業バイオ燃料法」に基づき、バイオ燃料の製造に際し、原料供給者とバイオ燃料製造業者が共同して作成し主務大臣の認定を受けた「生産製造連携事業計画」に従って、新設されたバイオ燃料製造設備。 [対象設備]木質固形燃料製造設備、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備、ガス製造設備 ・特例措置の内容 対象設備を新設した場合、固定資産税の課税標準額を3年間1/2に軽減する措置を2年間延長する。 		
関係条文	<p>（地法附第15条第56項） 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第二条第三項に規定するバイオ燃料製造業者が、同法の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に、同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p>		
要望理由	<p>「民主党政策集 INDEX2009（2009年7月23日）」において、①2020年までに90年比25%の温室効果ガスの排出削減を実現するとともに、②農山漁村地域に豊富に存在する木質バイオマス等の未利用資源等を活用して、分散型高効率小規模プラントを中心とするバイオマスコンビナートを全国的に整備すること、③生産されたバイオマス製品を石油代替資源として積極的に利用すること、④バイオマス利活用の先進地域として、新たな価値を農山漁村に付加することにより活性化を図ることとしている。</p> <p>このような農山漁村におけるバイオマスの利活用を推進するためには、平成20年10月に施行した「農林漁業バイオ燃料法」に基づき原料生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が共同してバイオ燃料製造に取り組む「生産製造連携事業」を推進することが重要である。</p> <p>本税制措置によるバイオ燃料製造設備の導入を促進することは、「農林漁業バイオ燃料法」に基づく「生産製造連携事業」への事業者の参入を促進するものであり、さらに、国産バイオ燃料生産を通じ、雇用創出による農山漁村地域の活性化や地球温暖化の防止に資するものである。</p>		
減収見込額	(初年度)	— (73)	(平年度) — (170) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 エネルギー需給構造改革推進投資税制 資源再生化設備等の特別償却 ・融資、補助金その他 (融資) 農林漁業施設資金（バイオマス利活用施設） (補助金) バイオ燃料地域利用モデル実証事業 地域バイオマス利活用交付金 	
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 (補助金) 地域バイオマス利活用交付金 	
過去の要望経緯	平成20年度税制改正において創設		
本要望に対応する縮減案	—		